

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例について

- 令和4年4月、産業振興基本条例を「地域経済の持続可能な発展条例」として改正。
- **非経済的な価値も重視し、地域・社会課題の解決と、経済的発展との両立を実現することで地域経済の持続可能な発展を目指す。**
- 理念・目的の実現に向けて、**4つの基本的方針**（①多様な地域産業の基盤強化、②起業促進、多様な働き方の実現、③地域課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進、④持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費の推進）を設定。
- 事業者を軸としながらも、区民一人ひとりの存在や役割向上を踏まえ、**区民にも理解と協力を促す。**

